平成２３年（フ）第１６２２号
横浜市南区宿町２丁目49番地　第一藤秀ビル301
債務者　渡邉　雅久
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７７号
神奈川県茅ヶ崎市西久保1378番地
債務者　鈴木　和男
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７８号
神奈川県茅ヶ崎市西久保1378番地
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０５号
神奈川県藤沢市白旗４丁目12番22号　パンシオン善行Ｎｏ．２－２―202
債務者　佐藤奈津世
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７５８号
神奈川県大和市下鶴間1613番地20　ミキハイツ205号
債務者　佐藤　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８２５号
横浜市栄区小菅ケ谷４丁目13番77―206号
債務者　川名みさ子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７２号
横浜市西区中央２丁目44番３―205号
債務者　山口　智恵
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７５号
横浜市港北区箕輪町３丁目26番９号　ミスズハイツ第１―203号
債務者　長原　由美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８６号
横浜市栄区長沼町780番地３　コーポサンメール102
債務者　斎藤江美子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３４４号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―1301号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目14番４号
破産者　安藤　芳郷
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１７号
仙台市青葉区国見２丁目10番16号
破産者　阿部　秀夫
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
茨城県常陸大宮市富岡1647番地の１
破産者　小野瀬淳一
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
新潟県新潟市江南区亀田東町１丁目３番18号、住民票上の住所新潟県新潟市北区高森新田1259番地
破産者　武藤　和行
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８号
新潟市東区幸栄２丁目５番９号
破産者　東條　洋子
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１０号
広島市西区中広町３丁目24番15―605号、開始決定時の住所広島市西区横川町２丁目８番12―1003号
破産者　新田　義明
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７２号
愛媛県松山市桑原７丁目２番26号　フラヌール桑原302号、申立時の住所広島県三次市畠敷町1206番地１　ベルメゾンふじわら302号
破産者　松下　政秀
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部